

商品であって使用しない軽自動車等の

## 軽自動車税課税免除の手引

福 山 市

企画財政局税務部市民税課

## 1 対象車種

- ・ 軽二輪車
- ・ 軽三輪車
- ・ 軽四輪車
- ・ 二輪の小型自動車（250cc超のバイク）

## 2 要件

### (1) 車両に対する要件（要件を全て満たすこと）

- ① 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条に規定する軽自動車（二輪、三輪及び四輪）又は二輪の小型自動車（側車付のものを含む）であること。
- ② 賦課期日現在において、中古軽自動車等販売業者が商品として所有し、かつ福山市内に展示しているもので販売を目的としているものであること。
- ③ 取得時の走行距離数と4月1日時点の走行距離数の差が100km未満であること。
- ④ 賦課期日現在において、車両の所有者及び使用者が、古物商許可証の「氏名又は名称」欄と一致していること。
- ⑤ 車両の用途が社用車、試乗車、リース車、営業用車又は代用車などの事業用でないこと。
- ⑥ 車両について軽自動車税の滞納がないこと。

### (2) 中古軽自動車等販売業者の要件

中古軽自動車等を販売することを業とする者であり、古物営業法（昭和24年法律第108号）第3条第1項に定める古物営業の許可を受けている販売業者。

## 3 軽自動車税申告書（報告書）の記入について

（軽自動車税連絡協会に提出するもの）

- ① 車両の所有者及び使用者が、課税免除の申請をしようとする中古軽自動車等販売業者の名前又は名称と一致していること。
- ② 「所有形態」の欄に商品車である旨の記載があること。

## 4 申請期間及び提出書類

**4月1日（水）～4月8日（水）までに次の書類を提出してください。**

- ① 福山市軽自動車税課税免除申請書  
（10台以上申請される場合は申請書をコピーして使用してください。  
また、No. 1～0の欄へ補記をお願いします。）
- ② 古物商許可証の写し
- ③ **自動車検査証又は電子車検証が交付されている場合は自動車検査証記録事項の写し（125cc超～250cc以下のバイクは、軽自動車届出済証の写し）**  
※申請書のNo. を記載してください。  
※所有者及び使用者の確認ができること。

- ④ 古物台帳の写し（該当車両にアンダーラインと申請書の No. を記載してください。）
  - ⑤ 車両番号の写っている展示状態の写真（自動車検査証、自動車検査証記録事項又は軽自動車届出済証の写しの裏に車両ごとに糊付けしてください。）
- ※ 車両の所有者及び使用者が、課税免除の申請をしようとする中古軽自動車等販売業者の名前又は名称であり、古物商許可証の氏名又は名称欄と一致していること。
- ※ 課税免除を受けた車両で翌年度も引き続き免除を受ける場合は、再度申請が必要です。

## 5 決定

課税免除の申請があったものについて、審査の結果、認定したものについては、『軽自動車税課税免除決定通知書』にて通知します。

また、却下したものについては、『軽自動車税課税免除却下通知書』にて通知します。

## 6 取消し

課税免除決定を受けたものについて、免除事項に該当しない事実が判明した場合は、免除決定を取消し、『軽自動車税課税免除取消通知書』にて通知します。

- ① 虚偽又は不正な申請により課税免除を受けたことが判明したとき。
- ② 課税免除要件に該当しない事実を確認したとき。
- ③ その他、市長が課税免除について決定を取り消すことが適当であると認めるとき。

## 7 現地調査

課税免除の認定のため、必要な場合は現地調査及び帳簿閲覧を行います。

（注意）この課税免除制度は、改正又は廃止されることもありますので、予め御了承ください。

## 提出先及びお問合せ先

〒720-8501  
福山市東桜町3番5号  
福山市企画財政局税務部市民税課  
軽自動車税担当  
TEL：084-928-1019